

# 「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」の改訂のポイント

- 平成22年7月に改訂された「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」を踏まえ、平成20年3月に策定した「幼稚園における学校評価ガイドライン」を改訂。

## ＜改訂の主なポイント＞

- 幼稚園における第三者評価に係る内容(第三者評価の進め方や評価項目・観点の例など)を新たに追加・充実。(ガイドラインp.3~4、p.11~16、p.23~26)
- 幼稚園における学校評価の特性(ガイドラインp.1)、学校評価により期待される取組と効果(ガイドラインp.4)、学校関係者評価(ガイドラインp.8)、情報提供の在り方(ガイドラインp.17)に関する記述を充実。

## ＜第三者評価について＞

### (第三者評価とは)

- ・学校教育法に規定されている学校評価の一環として、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの。

### (第三者評価の評価者)

- ・学校運営について専門的視点から評価を行うことができる者(例えば、教育学等を専門とする大学教授等、園長経験者等)の中から、実施者がふさわしい識見や能力を有すると判断した上で選定。

### (第三者評価の実施体制)

- ・学校とその設置者が実施者となり、その責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に実施。(法令上の実施義務や努力義務を課すものではない。)
- ・具体的な実施体制については、地域や学校の実情に応じて、次のような取組を含め柔軟に対応。  
〔例〕(ア) 学校関係者評価の中に学校運営に関する外部の専門家を加えるなどして、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う。  
(イ) 一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う。  
(ウ) 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う。

### (第三者評価の評価結果)

- ・評価者が責任を持って評価結果の取りまとめを行い、評価結果を評価対象校及び設置者等に報告。
- ・学校は、評価結果を踏まえて、自ら学校運営の改善に努めるとともに、評価結果を保護者等の学校関係者に説明、情報提供。
- ・設置者は、評価結果を踏まえて、学校の支援や必要な改善措置を講ずる。

## (参考)「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」の概要について

### 「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」の特徴

- 「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」に準ずる。
- 幼稚園の特性(教科等の学習を中心とする教育ではないこと、入園の選択幅が大きいこと、規模が比較的小さいこと等)を考慮して作成。

- ・ 学校評価の進め方のイメージ例として、実施の目安となる時期や評価の流れなどを記載。(別添1)
- ・ 幼稚園の特性を考慮し、自己評価や第三者評価の評価項目等について幼稚園独自の視点や観点の例を記載。(別添2-1, 2)
- ・ 学校の教育目標等と学校評価との関係をイメージしやすくするため、学校の教育目標等と重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目等の設定の関係例を記載。(別添3)
- ・ 保護者や地域住民が理解しやすいように公表を行う必要があるため、自己評価結果を公表するためのシートの例を参考として記載。(別添4)
- ・ 各幼稚園において情報提供に取り組む際の参考として、提供する情報の例を記載。(別添5)

### 「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」の構成

1. 幼稚園における学校評価の特性
  2. 学校評価の目的・定義と流れ
  3. 学校評価の実施・公表
    - (1) 自己評価
    - (2) 学校関係者評価
    - (3) 自己評価及び学校関係者評価の評価結果の公表・説明
    - (4) 自己評価及び学校関係者評価の設置者への報告と支援・改善
    - (5) 第三者評価
  4. 積極的な情報提供
- 《別添資料》
- (別添1) 学校評価の進め方のイメージ例
  - (別添2-1) 評価項目・指標等を検討する際の視点となる例
  - (別添2-2) 第三者評価の評価項目・観点の例
  - (別添3) 学校の教育目標等と重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目等の設定の関係例
  - (別添4) 自己評価結果公表シート例
  - (別添5) 提供する情報の例

※アンダーライン箇所……新たに追加した事項